



2025年5月15日

各位

会社名 株式会社 京都フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 土井 伸宏
(コード番号 5844 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部経営企画担当部長 大西 秀樹
TEL (075) 361-2275

定款の一部変更に関するお知らせ

京都フィナンシャルグループ（社長 土井伸宏）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月27日開催予定の第2期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループを取り巻く事業環境が大きく変化するなか、より一層迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を10名から8名に減員するものであります。

また、監査等委員の比率を増やし、取締役会の監督機能の更なる強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの高度化を図るため、監査等委員である取締役の員数の上限を6名から7名に増員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章～第3章 (条文省略)	第1章～第3章 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>10名</u> 以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>6名</u> 以内とする。	第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>8名</u> 以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、 <u>7名</u> 以内とする。
第20条～第28条 (条文省略)	第20条～第28条 (現行どおり)
第5章～第6章 (条文省略)	第5章～第6章 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月27日

定款変更の効力発生日 2025年6月27日

以上